

連合山形第4次男女平等アクションプラン（2014年11月～2020年10月）

連合第4次男女平等推進計画

3つの目標

目標1

働きがいのある人間らしい仕事の実現と女性の活躍の促進

主要課題

- ①雇用における男女平等の実現
- ②女性の参画を阻む構造的問題の解消
- ③働きやすく、働き続けられる職場づくり
- ④性やライフスタイルに中立な税・社会保障の確立

目標2

仕事と生活の調和

主要課題

- ①仕事と生活の両立支援制度などの拡充
- ②職場における両立支援制度の定着
- ③働き方の見直しと多様な働き方の整備
- ④地域・家庭における役割・責任の分担

目標3

多様な仲間の結集と労働運動の活性化

主要課題

- ①組織拡大の取り組み強化
- ②男女が参加・活躍できる活動づくり
- ③女性が意思決定に参画できるしくみの整備
- ④男女平等推進委員会と女性委員会の設置・強化
- ⑤組合活動と仕事や生活の調和

3つの数値目標

I. 2015年までに100%

運動方針に男女平等参画推進と「3つの目標」の取り組みを明記している組織

II. 2017年までに100%

女性役員を選出している組織

III. 2020年までに30%

連合の役員・機関会議の女性参画率

連合本部

- ①組織・労働・政策課題と男女平等参画の一体的な取り組み
- ②クオータ制の導入とポジティブアクションの強化
- ③構成組織・単組・地方連合会の取り組みの支援
 - ・取り組みの共有と情報提供
 - ・進捗管理とフォローアップの強化
 - ・「モデル組織」の設定
 - ・人材育成の充実

連携強化・支援

連合山形の取り組み

I. 運動方針への明記

- ・男女平等参画推進と本部「3つの目標」を活動方針に明記する。

II. 執行機関への参画促進

- ・女性執行委員を3名以上とする。(ステップ 1)
- ・A～Dの各産別グループから1名以上女性執行委員を選出する。(ステップ 2)
- ・三役に女性を選出するよう努力する。(ステップ 3)

III. 意思決定・決議機関への参画促進

- ・大会（地方委員会）の女性代議員数を2017年度まで全体の20%に拡大、2020年まで30%に拡大する。同時にクオータ制*導入に向け取り組む。
- ・大会議長のうち1名を女性とする。地方委員会は隔年で女性を議長とする。
- ・大会各役員に2名以上女性を選出し、委員長に選出するよう取り組む。
※代議員などの人数枠を、男女の比率に偏りが無いよう制度として割り当てること。

IV. 各種委員会等への参画促進

- ・連合山形各種委員会等の女性委員を2名以上とする。

V. 審議会等への参画促進

- ・国や県の審議会に対し、複数の審議会委員の推薦がある場合、必ず女性を推薦する。
- ・審議会委員などの役割を担うためのオリエンテーションを実施する。

VI. 教育活動・交流の強化

- ・男女共生集会を6月に開催する。
- ・女性リーダー研修会を開催する。
- ・青年層における交流集会を開催する。
- ・連合本部・東北ブロックが行う研修会や集会へ積極的に参加者を派遣する。
- ・趣旨に賛同できる会議・視察・交流・研修などへ積極的に参加者を派遣する。

VII. 啓発活動の強化

- ・連合山形（女性委員会、青年委員会を含む）が発刊する機関紙やホームページに男女平等の課題や取り組みなどを積極的に掲載しPRする。
- ・女性委員会と連携し、男女平等の意識を啓発するポスターやチラシを作成する。

VIII. 地域協議会の取り組み

- ・全6地域協議会に女性委員会を設置する。
- ・地協役員に女性がいない地協は1名を選出し、1名選出している地協は複数化をはかる。
- ・女性のリーダー研修・交流会の開催や、男女平等を考える研修会を開催する。

構成組織の取り組み

構成組織の計画を基本に取り組むこととするが、連合山形目標達成に向け、以下の内容についても取り組む。なお、構成組織で計画を策定していない場合は、以下の内容を目標として取り組む。

I. 運動方針への明記

- ・男女平等参画推進と本部「3つの目標」を活動方針に明記する。

II. 執行機関への参画促進

- ・職場委員、分会・支部役員への女性選出を積極的に行ない、女性役員を2017年まで1名以上選出する。
- ・女性役員を選出している組織は、組合員比率に応じた女性役員の選出に近づこう努力する。

III. 意思決定・決議機関への参画促進

- ・連合山形大会（地方委員会）については、連合山形の取り組みに基づき、達成できるよう努力する。
- ・大会を代議員制としている組織については、女性代議員の目標を定める。また、大会の雰囲気になれることや育成の観点から、女性の傍聴者を増やす努力をする。
- ・大会議長や大会役員に女性を選出するよう取り組む。
- ・大会以外の決議機関についても大会代議員、大会役員に準じた考え方で取り組む。

IV. 各種委員会等への参画促進

- ・連合山形の取り組みに基づき、達成できるよう努力する。特に非専従の委員については、その役割を果たせるよう労使で環境整備を行う。

V. 女性の活動を促進する委員会の設置

- ・男女平等参画に関する委員会および、女性のエンパワメント*を発揮できる女性委員会等を設置する。
※女性が力をつけ、連帯して行動することで自分たちの不利な状況を変えていこうとする考え方。

VI. 男女平等参画推進計画の策定

- ・上記I、Vの目標が達成できた組織は、男女平等参画推進計画を策定する。

VII. 教育活動・交流の強化

- ・連合山形や産別が主催する集会や研修会に積極的に参加する。

2015年度から2020年度までの期間、連合がめざす男女平等参画社会の理念と取り組む意義を十分に理解し、本計画で掲げた数値目標などを見据えながら、以下のスケジュールで取り組む。

